

平成30年度

金沢公共職業安定所外4施設における機械警備業務委託

# 仕 様 書

石川労働局総務部総務課

## 1 件 名

金沢公共職業安定所外4施設における機械警備業務委託

## 2 目 的

対象施設及び施設内の情報・財産に係る安全確保措置として、無人時における盗難、火災等による情報漏えい、滅失及び毀損の予防並びに早期発見による被害拡大防止をするとともに、侵入者等による違法・不当な行為を排除し、異常事態発生時に必要な措置を講じるための機械警備システムを構築することを目的とする。

## 3 履行場所

No.	施設名称	所在地
1	金沢公共職業安定所	金沢市鳴和1-18-42
2	金沢公共職業安定所津幡分室	河北郡津幡町字清水ア66-4
3	白山公共職業安定所	白山市西新町235
4	七尾公共職業安定所羽咋出張所	羽咋市南中央町キ105-6
5	輪島公共職業安定所能登出張所	鳳珠郡能登町字出津新港3-2-2

## 4 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

## 5 業務概要

防犯・火災監視を行うための異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた機械警備システムにより、次の業務を行うこととする。

- ① 不審者及び不法行為者の早期発見、通報及び被害拡大防止のための措置
- ② 火災等の施設に係る異常の早期発見、通報及び被害拡大防止のための措置
- ③ 盗難の早期発見、阻止、通報及び被害拡大防止のための措置
- ④ 警備機器類の正常作動確認、監視及び点検
- ⑤ その他不測事態の防止及び阻止
- ⑥ 警備記録等の作成、提出及び保管
- ⑦ その他委託者による要望事項

## 6 費用負担区分

業務実施に必要な費用の負担区分は次のとおりとする。その他管理上特別に必要となるものについては、別途協議する。

### (1) 委託者の負担

- ① 業務に必要な電気、水道及びガス料金
- ② 委託者側の都合による警備機器の移設等に係る費用
- ③ その他委託者が用意するもの

## (2) 受託者の負担

- ① 警備機器類
- ② 警備に必要な電話回線及び通信費
- ③ 警備機器の設置及び撤去に係る費用
- ④ 事務用品（事務消耗品、用紙、書類作成用パソコン等）
- ⑤ その他業務上必要とするもの

## 7 提出書類

受託者は、警備対象施設を調査の上委託者と十分に協議し、次に掲げる書類を作成するとともに書面及び電子データで委託者に提出すること。

No.	提出書類	内容	提出時期
1	警備計画書	業務全体の管理体制、業務責任者、警備実施要領、警備責任時間、異常事態発生時の対応、警備記録の作成及び提出、鍵の預託、警報装置の保守点検、その他必要な事項を示したものの	本業務開始前 内容変更時
2	緊急連絡先一覧	緊急時の連絡先、連絡体制を示した一覧表	本業務開始前 内容変更時
3	見取図	警備機器の種類・設置箇所等を示した見取図	本業務開始前 内容変更時
4	警備記録	警備実施時間、異常警報の有無、出動回数、措置の内容等を記録した報告書	翌月5日まで
5	事故発生報告書	異常事態発生の日時、出来事、対象者、内容等を記録した報告書	対応後、速やかに

## 8 警備機器

### (1) 警備機器の設置

業務に使用する警備機器は、警備対象施設に現在設置しているものと同等性能以上の機器を契約期間の初日から機械警備業務が可能となるよう設置することとし、その工事費用等一切は契約金額に含めるものとする。

なお、警備機器の設置工事に当たっては、庁舎管理者と協議の上、職員の執務に影響がないよう行うこと。

### (2) 警備機器に求める仕様

業務に使用する警備機器は、別表に定める仕様を満たすものであること。

### (3) 保守点検

警備対象施設に設置した警備機器の性能を維持するため、受託者は保守点検を実施すること。

### (4) 警備機器の撤去

契約期間終了後、旧受託者は速やかに警備機器を全て撤去すること。

警備機器の撤去にかかる費用等一切は旧受託者の負担とするため、入札金額に含めること。

## 9 警備実施要領

### (1) 警備機構

#### ① 警報装置

警備対象施設で発生した異常事態を受託者の監視センターへ自動的に通報する機能を有すること。

#### ② 業務責任者

受託者は、業務責任者を選任し、本業務全体を統括させること。

#### ③ 監視センター

受託者は、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に警備員との連絡体制を保持すること。

#### ④ 警備員

常に監視センターとの連絡体制を保持し、警備対象施設での異常事態発生時には、25分以内に現場へ急行することができる体制を整えること。

### (2) 警備責任時間

最終退庁者が警備機器をセットしたときから、最初の登庁者が警備機器を解除したときまでの時間とする。

### (3) 機械警備の取扱い

#### ① 開始時

最終退庁者は、防火、防犯、その他必要な処置を行い、警備機器をセットする。

#### ② 機械警備実施中の入庁

機械警備実施中の入庁は原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合には、受託者の監視センターへ警備中断の申し入れを行った上で、警備機器を解除して入庁する。臨時入庁中の警備は委託者の責任において実施する。

#### ③ 終了時

最初の登庁者は、警備機器を解除し入庁する。

### (4) 警備業務

① 監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象施設に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象施設の安全を維持するための措置を実施すること。

また、警備員の出動が必要と判断した場合には、これを速やかに急行させること。

② 監視センターでは、異常事態の確認の結果、必要と認められるときは、庁舎管理者へ電話で緊急連絡するとともに、所轄警察署並びに消防署に通報すること。

③ 警備員は、監視センターと連携を密にし、警備対象施設の異常事態発生時には、監視センターの指示に基づき速やかに急行し、異常事態に的確に対処すること。

④ 警備対象施設に到着した警備員は、迅速に異常事態の状況を把握し、その拡大防止措置をとること。また、任務完了後、監視センターへ状況報告を行うこと。

⑤ 異常事態発生による出動があった場合には、事故発生報告書を作成し、速やかに委託者及び庁舎管理者へ提出すること。

### (5) 警備記録

受託者は、月毎に警備記録を作成し、翌月5日までに庁舎管理者へ提出すること。

## 10 鍵の預託

① 警備実施に必要な鍵・ICカード等は、委託者、受託者が相互に預託し、預託された鍵・

ICカード等はそれぞれが厳重に取扱保管することとする。

- ② 委託者から預託された鍵を受託者が紛失した場合には、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者の負担により庁舎の鍵を交換すること。
- ③ 受託者から預託されたICカード等に破損、紛失等が生じた場合には、庁舎管理者は直ちに受託者へ連絡することとし、連絡を受けた受託者は、速やかに該当のICカードを使用できない状態にすること。また、受託者は、委託者の求めに応じ、代替りのICカードを無償で作成し発行すること。

## 1.1 損害賠償

業務従事者の故意又は過失により、第三者又は庁舎施設、工作物、その他備品等に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。

賠償限度額は、1事故につき対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。

## 1.2 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 本業務の一部を再委託する場合には、様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、委託者が承認した場合に限り、業務の一部を再委託することができる。ただし、委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2分の1を超えることができない。
- (3) 業務の一部を再委託された者は、本仕様書に基づき業務を実施しなければならない。これによらない場合は再委託の承認を取り消すことがある。
- (4) 再委託先を変更する場合には、様式2「再委託に係る変更承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。
- (5) 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、様式3「履行体制図」を提出しなければならない。

## 1.3 業務実施に当たっての諸条件

### (1) 疑義事項

業務を実施するに当たり、疑義又は本仕様書等に定めのない事項が生じたときは、委託者と協議の上、その指示に従うこと。

### (2) 関係法令の遵守

受託者は、業務を遂行するに当たって、警備業法、労働基準法、その他関係法令を遵守するとともに、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行わなければならない。

特に、警備業法第21条第2項に基づく警備員教育を修了していない者を業務に就かせることのないよう十分注意すること。

### (3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約の終了後においても同様とする。

### (4) 要望及び苦情等への対応

受託者は、本業務に関する要望又は苦情を受けた場合、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずるとともに、措置結果を委託者に報告すること。

様式 1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
石川労働局総務部長 殿

商号又は名称  
代表者氏名

⑩

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
石川労働局総務部長 殿

商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

### 様式3 履行体制図

**【履行体制図に記載すべき事項】**

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの